

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業は、事業活動を通じて、社会とステークホルダーに対し、企業価値の向上と持続的な発展をとげることが存在意義であり、使命であると考えております。その事業活動の行動、運営については、法令遵守と環境への配慮のもと、公正、公平、透明なものでなければならずと認識しております。

当社は、これらの下で事業活動を進めるにあたり、その基本であるコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
T D K 株式会社	8,000,000	19.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,507,000	11.14
美登里株式会社	2,824,937	6.98
株式会社みずほ銀行	1,883,655	4.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,844,000	4.56
田淵暉久	1,190,033	2.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,098,000	2.71
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASH PB)	932,000	2.30
株式会社銭高組	900,000	2.22
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS AGENT BNYM AS EA DUTCH PENSION OMNIBUS 140016	820,000	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第一部

決算期 3月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—————

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—————

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
塩津 晴二、	他の会社の出身者				△								○
広田 嘉章	他の会社の出身者							△					
早野 利人	他の会社の出身者												○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩津 晴二、	○	塩津 晴二、氏は平成12年4月までに当社の主要な取引先であるシャープ株式会社の代表取締役副社長に就任していました。	塩津 晴二、氏は過去当社の主要な取引先であるシャープ株式会社の代表取締役副社長でありましたが、同社を退職後8年経過していること及び同社とは経済的に独立していること並びに同社と当社の取引に関わる意思決定に影響を与え得る関係にないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したことから本人の同意のもと、独立役員に指定いたしました。
広田 嘉章		・広田嘉章氏は当社の主要株主であるTDK株式会社の顧問です。 ・TDK株式会社は当社の株式を約19%保有する主要株主です。	広田嘉章氏は、当社の主要株主である事業法人の役員として、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け、経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものとしております。
早野 利人	○	—	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで経営体制をさらに強化できると判断したことから本人の同意のもと、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

員数の上限を定めていない

監査役員数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会を開催します。

社外監査役員の選任状況

選任している

社外監査役員数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されて
いる人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
米田 秀実	他の会社の出身者													
林 浩志	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米田 秀実		—	弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する 弁護士であり、当社と当該弁護士法人との 間では、顧問契約を締結しておりますが、 豊富な実務経験を有する法律専門家として の観点から経営を監視し、適時適切な指導 及び助言を得ることにより経営の客観性を 高め、かつ適法性を保つことができるものと 判断いたしました。
林 浩志	○	—	税理士の資格を有しており、経理面の専門 家としての観点から経営を監視し、適時適 切な指導及び助言を得ることにより、経営 の客観性並びに透明性を高めることがで きるものと判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員 の独立性にかかる判断基準のいずれにも 該当していないこと、その他一般株主と利 益相反の生じるおそれがないと判断したこ とから、本人の同意のもと独立役員に指定 いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

検討段階である。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

2013年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額は以下のとおりです。

取締役: 219百万円(支給人員9名)
うち社外取締役に対し14百万円(支給人員2名)

監査役: 28百万円(支給人員3名)
うち社外監査役に対し9百万円(支給人員2名)

合計: 248百万円(支給人員12名)

(注)

1. 平成19年6月28日開催の第69回定時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役は月額17百万円(うち社外取締役は月額2百万円)、監査役は月額2百万50万円(うち社外監査役は月額1百万円)であります。

2. 上記報酬等の額には、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において決議された役員賞与58百万円(取締役53百万円、監査役4百万円)を含んでおります。

3. 上記1の報酬限度額は平成26年6月27日開催の第76回株主総会の決議により取締役は年額3億円以内(うち社外取締役は年額300万円以内)、監査役は年額500万円以内(うち社外監査役は200万円以内)と更新されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額(取締役: 年額3億円以内、うち社外取締役は年額300万円以内)(監査役: 年額500万円以内、うち社外監査役は200万円以内)の範囲内において決定します。各取締役の年額報酬は、業績及び経営環境等により判断した取締役会決議に基づき、報酬検討委員会での協議により決定し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役や社外監査役のための専従スタッフは配置していませんが、月次決算書や営業近況等の全社会議の資料をweb等を利用して、適時提供する等、社内・社外の区別なくサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状の体制を採用している理由及び概要

当社は、監査役設置会社であります。当社の各事業に関する豊富な知識と経験を持つ取締役が業務執行を監督し、株主を含む幅広いステークホルダーの視点に立脚した社外取締役が取締役会の意思決定に関し企業価値向上に向け適切な意見並びに助言を行うことで、当社の経営基盤の安定と経営の透明性をより一層高めることができ、また、社外監査役を含む監査役会による監査体制が経営監視機能として有効であると判断しており、この体制を採用しております。

(2)業務執行及び監督機能

当社の取締役会は取締役7名で構成され、当社の経営方針及び業務執行を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する機能を有しております。当社は、平成26年6月に、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入しました。執行役員は、取締役会で選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しております。また、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っております。

(3)社外取締役の役割・機能

社外取締役を選任している理由に記載の通り、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有する社外取締役が当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言を行うとともに、取締役会での発言等を通じて、取締役会の意思決定の適正性を確保する役割を担っております。

(4)監査機能及び監査役の機能強化に係る取組み状況

監査役会につきましては、監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であります。監査役会は月1回の監査役会のほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。監査役は取締役会及び執行役員会等の重要会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産状況に関する調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査するとともに、必要に応じて取締役及び取締役会に対し助言又は意見の表明等を行っております。また、監査役は内部監査室及び会計監査人と監査計画、監査方針、及び監査実施状況に関して定期的な意見交換会を行っております。

内部監査については、専任部署として内部監査室を設置し、包括的な内部監査を実施しております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、当該監査法人の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

上記「現状の体制を採用している理由及び概要」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会は、ご出席いただく株主様とのコミュニケーションの場と捉え、会社の取り組み状況などわかり易く伝えるためビジュアル化の推進や、会場での製品展示などを行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による決算説明会(2回/年)を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.zbr.co.jp/ir/index.html にIR情報を掲載しております。 主な開示の種類は次のとおりです。 中期経営計画、有価証券報告書・四半期報告書・臨時報告書・決算短信等の決算資料、内部統制報告書、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知・決議通知、年次報告書・中間報告書等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、経営管理本部に担当部署を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範において記載

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけ、全ての役員及び使用人が、法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定めています。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行います。監査役は内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、取締役会に報告をするものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、その推進役としてグループ管理担当取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各担当役員とともに、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗い出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、グループ全体のリスク管理体制を構築します。

また、不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとします。

監査役及び内部監査室は、リスク管理の状況の監査を行い、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の業務執行に関して、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図るとともに、適切な業務手続を定めております。取締役の職務執行につきましては、上記社内規程に加え取締役会において、取締役社長より各取締役に対し委譲する職務範囲及び決裁権限を明確に定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

取締役の職務の執行の検証については、取締役会及び執行役員会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各子会社及び関連会社において当社に準拠したコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。

グループ会社の管理については、グループ管理担当取締役が統括し、定期的に連絡会議等を開催する等、業務の効率化と適正化を確保します。各子会社及び関連会社の所管業務については、各々の担当役員が各会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。

監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。

また、監査役の職務を補助すべく指名された内部監査室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役は、取締役会及び執行役員会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。加えて、取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を及ぼすおそれのある重要な事項については、監査役に都度報告をするものとします。

また、監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。

監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的な行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体」に対しても、毅然たる態度で対応することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としております。

これを実現するための具体的な行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体」に対しても、毅然たる態度で対応することを明文化しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、平成26年1月より「反社会的勢力対応規程」を制定し、各取引先との取引においてインターネット等を利用し、反社会的勢力との関係が無いことを確認した上、取引を行っております。また、万一相手先が反社会的勢力であることが判明した場合、事前・事後を問わず契約を拒絶・解除できるよう、取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を追加導入し、反社会的勢力の侵入排除に努めております。また、既存取引先、役員、株主についても、一定の基準で定期的な調査を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新**

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新が決議されました。

本買収防衛策の目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断する為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様の為に買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを導入することであり、本買収防衛策の有効期限は、3年間とし、実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当を行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には新株予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防御いたします。

新株予約権の割当条件は、全ての株主に、1株に対し1個の新株予約権を無償で割り当てますが、持株比率20%以上の買付者等には行使を認めない条件といたします。(但し、その者が買付けを行うことが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと、当社取締役会が経済合理性に基づいて、個別に判断した場合を除く。)新株予約権の行使価額は、1円以上時価の半額以下の範囲内で別途定める額とし、株式の種類及び数は、普通株式1株とし、買収防衛策の発動が不要となったときに備え、取得条項付新株予約権といたします。

独立委員会の役割は、取締役会の諮問機関として、取締役会の裁量権の濫用と恣意的判断を排除する為、当社経営陣から独立して、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、買付け等の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告することです。

以上のように、本買収防衛策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、公正・公平・透明性に十分配慮して策定しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、株主、顧客、投資者等のステークホルダーの皆様に対して、企業の社会的責任を十分に認識し、当社各部署及び当社子会社の保有する会社情報の共有化を図り、社外への情報開示につきまして適時適切に誠実に取り組んでおります。

当社では、各部署及び当社子会社の経営関連情報は経営企画部門に、財務情報は経理財務担当部門に集約される仕組みとなっており、ここから情報開示委員会に報告が行われ、代表取締役社長(必要に応じて取締役会)の承認を得た後に、速やかに適時開示を行う管理体制を整えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況の模式図



